

松江市審議会等の設置及び運営等に関する指針

(目的)

第1 この指針は、行政の透明性の向上及び公正の一層の確保により、市民の市政への参加の促進を図るため、審議会等の設置及び運営等の基準を定めることを目的とする。

(対象)

第2 この指針の対象とする審議会等は、附属機関（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、本市の事務について審議、審査、調査等を行う機関で、法律又は条例により設置されるものをいう。）及び附属機関に類する会議等（市民、学識経験者等から聴取した意見を尊重し市政に反映させることを目的として、規則、要綱等により設置されるものをいう。）であって次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の職員のみを構成員とするもの
 - (2) 関係団体間（各種指導員、相談員等を含む。）との連絡調整、研修等を目的とするもの
 - (3) 市民組織的な性格で市に事務局があるもの
 - (4) 市民の相談等を主な目的とするもの
 - (5) イベントの実施や啓発活動等を目的とするもの
 - (6) 市民利用施設の運営を目的とするもの
 - (7) 市の執行機関に設置されていないもの
 - (8) 委員に報酬等を支給していないもの
 - (9) 自治体、関係団体等で構成され、会費で運営し市に事務局があるもの
 - (10) 市議会議員、行政職員（関係機関を含む。）及び関係団体の代表者等のみを構成員とするもの
 - (11) 専ら職員が市政運営上の参考とするため専門知識を習得することを目的とするもの
- (設置)

第3 法令に定めがある場合を除くほか、審議会等を設置するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 効果的な行政の実現を図るため、設置の必要性に特に配慮し、必要最小限の設置にとどめること。
- (2) 審議会等の機能、組織、目的、権限等を確認し、附属機関としての性格を有していると判断されるものについては、条例により設置すること。なお、附属機関に該当するかどうかの判断基準は別紙「附属機関該当性の判断基準」とおりとする。
- (3) 臨時に設置する場合においては、設置期間を定めること。
- (4) 新たに所掌事務とすべきものが発生した場合も、可能な限り既存の審議会等において審議すること。
- (5) 所掌事務は、法律、政令、条例又は規則等により定められているものに限ること。

(既設置の審議会等の見直し)

第4 既に設置されている審議会等については、次に掲げる基準により廃止又は統合の検討をするものとする。

(1) 廃止基準

- ア 所期の目的が達成されたもの
- イ 社会経済環境の変化等により必要性が著しく低下したもの
- ウ 活動が著しく不活発で今後も活動の見込みが少ないもの
- エ 他の行政手段等で対応が可能なもの

(2) 統合基準

- ア 設置目的及び所掌事務が類似又は重複しているもの
- イ 行政の総合性、効率性の確保の見地から統合が望ましいもの

2 前項の検討の結果存続させることとした審議会等については、本指針の規定に基づき、見直しを行うものとする。

(組織)

第5 審議会等の委員数は原則として20名以内とするよう努めるものとする。ただし、特に広く市民に意見を求める必要のある場合についてはこの限りではない。なお、委員数を規定する際には、若干名という表現は避けるものとする。

2 会議の弾力的かつ機動的な運営を図るため、必要に応じて下部組織を設置するものとする。

(委員の選任)

第6 審議会等の委員の選任に当たっては、その設置目的又は所掌事務に照らして、当該審議会等が実質的かつ効果的な活動ができるよう、次の事項に十分留意するものとする。

- (1) 原則として民間有識者から選任し、市職員及び市議会議員を選任しないこと。ただし、当該審議会等の不可欠の構成要素である場合及び個人の属人的な専門知識・経験から特に必要と認められる場合には、この限りでない。
- (2) 専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整等の審議会等の設置目的が的確に達成されるよう、女性、若年層を含めた幅広い年齢層など多様な人材の中から、適切に選任すること。
- (3) 団体から委員を選任する場合は、重複就任等の問題ともなっている充て職就任は極力避けるように努めること。また、団体の長に限ることなく適任者が選任されるよう、推薦の依頼方法に配慮すること。
- (4) 審議会等の所掌事務に利害関係のあるもの又はその代表者を委員に任命する場合は、原則として委員の半数を超えないようにすること。
- (5) 既に設置されている審議会等の委員を他の審議会等の委員に兼任する場合は、5以内の兼任とすること。
- (6) 委員の任期については、法令又は条例等に定めがある場合を除き、原則として2年以

内とすること。再任する場合は、在任期間が10年を超えないこと。

2 前項第5号及び第6号の規定は、委員に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

(1) 審議会等の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれらに準ずると認められる者である場合

(2) 専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合

(男女の均等な選任)

第7 委員の選任に当たっては、松江市男女共同参画推進条例の規定に基づき、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

(委員の公募)

第8 市民の市政への参加機会をより拡大するため、積極的に公募を実施して審議会等の委員を選任するものとする。ただし、所掌事務が極めて専門性の高い事項に関するものや、法令等により委員構成や委員の要件が定められているものなど、募集範囲が極めて限定的にならざるを得ない場合を除く。

2 公募を実施する場合は、公募委員の割合が10分の2以上となることを目標とする。また、次の事項に留意するものとする。

(1) 応募要件は、広く市民が応募できるよう配慮すること。また、応募要件が市民に明確に分かるようにすること。なお、本市の審議会等の公募委員に任命等をされている者は、その任期中は他の公募委員を兼ねることができないこと、また、過去に任命等をされたことのある審議会等の公募委員には応募できないこととする。

(2) 公募の導入が定員の増加につながらないようにするとともに、公募委員の男女比に配慮すること。

(3) 選考方法は、応募書類、小論文、面接等、応募要件に応じた方法で選考すること。

(4) 選考に当たっては、あらかじめ選考者、審査基準を定め、必要に応じて選考委員会を設けるなど透明性と公平性の確保に留意すること。

(5) 公募は各所管課で実施し、公募期間は1月以上とすること。

(6) 公募内容を市報、ホームページ等で広く周知すること。

3 公募を実施しない場合は、地域団体や市民団体から委員を選任するなど、幅広い意見を聴取できるよう努めるものとする。

(会議の公開)

第9 会議の公開については、松江市情報公開条例及び審議会等の会議の公開に関する要綱の規定に基づき、適切に対応するものとする。

2 審議会等の所掌事務に照らして、秘密の確保の必要がある場合には、条例等に委員の守秘義務に関する規定を加えるものとする。

(運営)

第10 会議の招集者、定足数、議決要件その他審議会等の運営に関し必要な事項を条例等に明示するものとする。

2 会議が形式的に終わることなく、十分な審議が尽くせるよう適正な開催回数及び時間を確保するものとする。

3 会議が実質的かつ効果的に行われるよう、日程に配慮するとともに、会議資料の事前配布に努めるものとする。

(委員報酬)

第11 附属機関の委員については、松江市報酬費用弁償支給条例に基づき、適正に報酬及び費用弁償を支給するものとする。

(附属機関に類する会議等)

第12 附属機関に類する会議等については、次の事項に留意するものとする。

(1) 附属機関との混同を避けるため、審議会、審査会、調査会という名称を用いないこと。

(2) 附属機関に類する会議等の意見及び構成員から聴取した意見には、答申、意見書等の附属機関の審議結果と受け取られるような呼称を使用しないこと。

(協議等)

第13 各課(室)長は、所管する審議会等について、次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに組織戦略課長に協議するものとする。なお、委員の名簿については、組織戦略課長及び人権男女共同参画課長に報告するものとする。

(1) 設置、廃止又は統合を行おうとする場合

(2) 委員の改選及び任期中の委員交替を行う場合

(3) 委員の公募を行う場合

2 前項に定めるもののほか、組織戦略課長は、必要があると認めるときは、各課(室)長に対し、その所管する審議会等に関して報告を求め、又は意見を述べることができる。

3 第1項第1号及び第2号に該当する場合で、第7に定める男女比を満たさない場合は、人権男女共同参画課へ協議するものとする。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月11日 決裁)

この指針は、令和3年3月11日から施行する。

附 則(令和4年4月1日 決裁)

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

別紙（松江市審議会等の設置及び運営等に関する指針第3関係）

附属機関該当性の判断基準

地方公共団体が設置する附属機関は、必ず法律又は条例の根拠が必要である。（地方自治法の第138条の4第3項）

この地方自治法の第138条の4第3項の規定の解釈に関する議論においては、地方公共団体が外部の者の意見を聞く会議等を設置する場合は、全て法律又は条例の根拠が必要であるとする見解もあるが、附属機関以外に要綱設置の任意の会議等も存在するという見解もある。

地方公共団体が外部の者の意見を聞く場面は、審議会、審査会等で市民等の権利義務に関する判断を行うもの、計画等の策定に当たり広く市民や関係者の意見を聞くもの、事業執行に当たり地元住民、関係者等の意見を聞くものなどさまざまなものがある。

附属機関とすべきか、附属機関には該当しないもので、説明会、タウンミーティング等の延長線にあるものとすべきか、その仕分けが曖昧になるおそれがある。

このため、地方自治法に規定する附属機関に該当するかどうかを次の要件により判断し、適切な運用を図ることとする。

第1 附属機関該当性の判断基準

次の1に掲げる要件の1つ以上に該当し、かつ、2に掲げる要件のいずれにも該当しないものは、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関に該当し、設置に当たっては法律又は条例の根拠を要する。法律の根拠がない場合は、設置に当たり条例の定めが必要となる。なお、判断に当たっては3に掲げる事項も考慮するものとする。

1 該当性の要件

- (1) 市長等の諮問に応じるものである。
- (2) 審査、審議、調査、調定等を行うものである。（名称は問わない。）
- (3) 住民の権利、義務に影響を及ぼす権利行使の前提となる調定、調査、諮問等を行うものである。
- (4) 会議等が合議制（多数決、全会一致等）であり、会議等が組織体としての意見等の決定を行うものであること。
- (5) 市長等に、組織体としての答申、提言を行うものであること。ただし、提言については、当該会議等における個々の出席者の発言等による意見を取捨選択したり、調整したりすることなく、全ての意見を網羅的、並列的に提出する場合を除く。
- (6) 会議等に、構成員以外の者を出席させ、会議等の構成員が当該出席者に質問等を行うものであること。（委員による「調査」に該当）

- (7) 委員等が守秘義務を負う必要があるものであること。なお、附属機関の委員等（特別職の非常勤職員）は、地方公務員法上の守秘義務の対象とされていない。附属機関の委員等に守秘義務を負わせるには、特に個別の法律に定めがあるもののほかは、個別に条例で規定する必要がある。※ただし、私法上の関係で整理する場合は契約により守秘義務を課すこともあり得る。
- (8) 委員等には報酬（地方自治法第 203 条の 2 第 1 項及び第 5 項の規定に基づき条例で定めるもの。報償費ではない。）を支給するものであること。

2 非該当性の要件

- (1) 市職員だけで構成されるもの（市の内部組織）。
- (2) 市が一構成員として参加し、他の関係機関、団体、関係者等と利害関係の調整を行うための会議（「協議会」という。）。この場合、各機関、団体等から出席者は、各個人として委員等に委嘱されるのではなく、各機関、団体等を代表する者（担当者）として参加することになる。
- (3) 会議等において、会議体等としての意見の取りまとめ、評決、決定等を行わず、出席者の意見をそのまま市が意見として聞き取り、後に市が行う施策決定等の参考にするもの。
- (4) 市が設置するものではないもの。

3 その他の考慮事項

- (1) 会議等の構成員が他の構成員の意見に対し、自分の意見を述べる形で討議のようになる場面があるとしても、それが、最終的に多数決等により 1 つの意見にまとめられるものでなければ、これは出席者同士の意見交換と捉えることができ、審議会等における審議には該当しない。
- (2) 委員が 2～3 人程度の専門家（医師、弁護士等）で、それぞれの専門的見地から、市民の申請等の適否を判断し、市民等の権利義務に関する意見を述べるもので、少人数であるがゆえに評決を行わないような場合は、会議等の意見を取りまとめなくても、附属機関に該当する場合がある。
- (3) 附属機関でない場合、要綱の定めにおいて、会議を招集する権限は、市長等となり、委員会の会長等に招集する権限はない。
- (4) 附属機関でない場合、会議等の構成員になることを依頼する行為は、「任命」ではない。任命とは、地方公共団体の職員に任ずることである。したがって、要綱で「任命」という行為を定めることはできない。構成員になることを依頼するという意味で「委嘱」という語句を用いる。なお、「委嘱」には「任命」という意味もあるため、附属機関の委員を任命する行為は「委嘱」と表現することもあり得る。
- (5) 附属機関でない場合、会長、議長等を決定することなく、事務局たる市が司会進行を行い、各出席者が同じ立場で意見を述べる形としてもよい。

- (6) 附属機関でない場合に、会長、副会長等を定めることは、組織体としての代表者を定めるのではなく、会議等における意見交換をスムーズに行うための進行を当該外部の者に委任しているものと解釈され、これにより何らの権限が生じるものではない。
- (7) 附属機関においては、(6)とは異なり、会長、副会長等は、附属機関としての組織における一定の権限（会議の招集、評決の決定、細則の決定等）を有することになる。
- (8) 附属機関でない場合は、要綱等に定めのないことで、必要な事項は、市が決定することになる。
- (9) 附属機関においては、委員等は、特別職の地方公務員であり、報酬を支給することが必要である。附属機関に該当しない場合は、役務の対価として、報償費を支給することができる。

第2 本基準に反する要綱等の取扱い

法律又は条例により設置されたものでない会議等の要綱において、上記第1の基準に反する規定がある場合、当該規定は法律違反の規定であり無効となる。上記の基準に適合するよう要綱を改正する必要がある。

【参考1】 附属機関の委員と附属機関に該当しない会議等の比較

項目	附属機関	附属機関に該当しない会議等
設置根拠	法律・条例	要綱でも可
会議等の性質	機関	機関ではない
権限等	法律、条例の定めにより、諮問、答申、審査、審議、調査、調定を行う。	権限はない。会議として調査を行うことも不可。 出席者がそれぞれに意見を述べるもの。
合議（組織体としての意見の決定）	できる	できない
構成員の身分	特別職（*1）	私人
対価、給与等	報酬を支給しなければならない（*2）	報償（謝礼金）を支給することができる ※業務、役務の対価
構成員になってもらう行為の性格	任命（「委嘱」と表現することもある。）（*3）	委嘱（この場合の委嘱は「依頼」という意味）
守秘義務	条例で定めることができる（*4）	ない
公務災害補償	ある（*5）	ない

会議の招集	構成員たる会長等がすることができる。 市長が招集すると定めることもできる。	市長等（市が招集する。）
会長、委員長等の身分	法律又は条例の定めで、附属機関を代表するものとするができる。	特別な身分はない。 会議の運営を依頼することは可能（委託）

- *1 地方公務員法第3条第3項第2号の特別職である。なお、地方公務員法は、特に定めがある場合を除き特別職には適用されない。（地方公務員法第4条第2項）
- *2 報酬（報償費ではない。）を支給しなければならない。附属機関の構成員の報酬の額及び支給方法は、条例で定めなければならない。（地方自治法第203条の2第1項、第5項）
- *3 委嘱、任命等の用語の別を問わず、委員にすることは、特別職の公務員として任命することになる。なお相手に敬意を表す場合「任命」を「委嘱」と表現することがある。
- *4 附属機関の構成員は、特別職であるが、特別職には地方公務員法の守秘義務が適用されないため、構成員に守秘義務を負わせる必要がある場合は、個別の法律又は条例で規定する必要がある。
- *5 公務災害補償の適用を受ける。（地方公務員災害補償法第69条に基づく松江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定）

【参考2】関係法律

○地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

※現在、ただし書きの「政令で定める執行機関」はない。

○地方自治法第202条の3

第七款 附属機関

第二百二条の三 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- ② 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- ③ 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

○地方自治法第 203 条の 2 第 1 項、第 5 項

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法第 3 条第 3 項

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員 《略》 の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一・一の二 略

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

二の二～六 略

※第 3 項第 2 号で「地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会」と規定されているが、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、この号でいう「規則」「規程」で附属機関を設置することはあり得ない。この号のこの部分は、は昭和 27 年の地方自治法の改正により該当するものがない状態となっている。

○地方公務員災害補償法第 69 条第 1 項

（非常勤の地方公務員等に係る補償の制度）

第六十九条 地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員（特定地方独立行政法人の役員を除く。）のうち法律（労働基準法を除く。）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。

2・3 略

※附属機関ではない会議等の構成員は、ここでいう「職員以外の地方公務員」には含まれない。